



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結い]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

**超高齢社会、一人暮らしでも、介護が必要になっても
安心して暮らせるために、いま考えておくことは？**

「無届け介護ハウス」 を撃つ



◆「無届け介護ハウス」とは

2015年が明けました。今年もどうぞよろしく
お願いいたします。

人権相談員便りも50号を超えました。できる
だけ皆さんにとって参考になる情報や相談事例に
まつわる話題を提供しようと心がけてきましたが、
いかがでしょうか。

新年の旗開きでは、年頭の決意がさまざまな方
から語られる一方、亡くなられた方、体調を崩さ
れた方の話も出ました。都連各支部を見渡せば、
確実に高齢者が多数を占めています。病気になっ
たり、介護が必要になったりすることが避けては
通れない年代に立ち至ったということを冷厳なる
事実として認めて、いのちある限り、よりよき生
を全うしていきたいものです。

さて、超高齢社会を迎えて、今後高齢者の増加
が著しいと予想される東京。介護を必要とする高
齢者が増えるに伴い、「社会のニーズに応える介護
ビジネス」として登場した「お泊まりデイ」の劣
悪な介護実態については、「結い」43号で取り上
げました。さらに、現在東京で急増しているのが、
NHKでも報じられた「無届け介護ハウス」です。

これは、住宅地にある2階建の一軒家などを利
用したもので、NHKの報道によると、室内にベ
ッドが所狭しと並べられ、70代から90代まで
の男女7人が生活をしています。中には、寝たき
りの人もいて、ヘルパーが常駐し、介護サービス
や食事を提供しています。

ここまで読むと、介護施設の光景と何ら変わら
ないと錯覚する人もいるかもしれません、

しかも、自宅で一人暮らしをしていたが、体調
を崩して入院したのがきっかけで一人暮らしが難
しくなったという86歳の女性が入っていると聞
けば、よくある話です。

「無届け介護ハウス」は、特養や一般の有料老人
ホームとどんな違いがあるのでしょうか。まず、
法律で義務付けられた届出を行政におこなってい
ない。また、国のガイドラインで示されている個
室の整備や廊下幅などの基準を満たしていない。
初期投資がかからないので、低料金（1カ月当
り利用料金15万円ほど）で高齢者を受け入れる
ことが可能になっています。

◆急増する「無届け介護ハウス」

届出がないので、その実数を把握するのは難し
いわけですが、NHKの調査によると、このよう
な施設は都内で少なくとも86カ所あり、東京都
が把握している数の実に3.6倍に上ることが分
かりました。一方、去年10月時点で、全国では
911カ所、前年度の2.3倍と急増しています。

特養ホームの入所希望待機者が全国で52万人、
さらに今年の4月から入所は原則、要介護3以上
の高齢者に限定されます。一方、民間事業者が運
営する有料老人ホームは入所時に一時金が必要だ
ったり、毎月の利用料が高額な施設も多く、所得
の低い人が入るのは難しいのが現状です。

また、病院から退院して、一人暮らしなどで自
宅に戻れない人が増加しています。

「行き場のない高齢者の受け皿になっているのが、
“無届け介護ハウス”」といわれる所以です。

◆虐待等のリスク、収容型施設の弊害

しかし、「お泊まりデイ」と同様に、高齢者の居住環境が劣悪であったり、安全が脅かされるというリスクと隣り合わせです。去年までの6年間に、「施設職員などによる入所者への虐待」が25件、「事故」が25件、「火災」が2件起きています（NHK・全国自治体アンケート調査より）。また、施設の情報を地域の住民などに公開していると答えた自治体は僅かに2%。これでは、外部の目が届かず、まさに生活の場というよりは収容施設で、入所者の自己決定や尊厳が奪われていないか危惧されます。かといって、行政のチェックもない。

高齢者の増加と格差の拡大がすすめばすすむほど、「無届け介護ハウス」が増え続け、それをビジネスチャンスとする事業者が続々と登場しています。そこでは、もはや「高齢者の尊厳」や「住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会」という言葉が空々しく響き、高齢者の争奪戦さえはじまっていくのではないのでしょうか。とりわけ、増加する一人暮らしの高齢者はその犠牲になりやすい。

NHKの報道では、「つい住みかをどう確保していくのか、改めて考える時期に来ていると思います」と視聴者に問題を投げかけていましたが、もう一つの視点から考えてみたい。

◆自立支援の視点から考える

筆者の義母も、つい最近まで遠方で一人暮らしをしていました。ところが、体調を崩して、なかなか病状が改善せず、気持ちは落ち込み、不安が増幅してうつ状態を呈し、心棒が抜けたような心身の状態にありました。遠くではあっても家族がいれば、高齢者の異変、SOSをキャッチして、駆けつけることができます。そして、安定した生活を取り戻すために同居しながら心身の回復を援助することができます。

しかし、身寄りもない一人暮らしだったらどうなっていたでしょうか。彼女の家には、地域包括支援センターから「あなたの担当は〇〇です」というチラシが入っていましたが、地域包括支援センターがどういうところなのかをよく知りません。だから、困ったときに相談することなどまっ

たく頭に浮かびません。

ということは、支援をする側からすれば、一人暮らしの人を対象に訪問して、生活上で困難を抱えていて、援助を必要としている人を掘り起こすきめ細かな活動が求められています。それがまた、介護予防につながります。

つまり、支援のあり方を考えることが最も必要なことではないかということです。

介護を必要とする高齢者が自立した生活ができるように、その人の自己決定を最大限尊重しながら、地域生活と日常生活総体をいかに支えていくのか。そうした自立支援という視点から、「住みかの確保」にあたり評価していくことが肝要です。それはハードだけでなくソフトの両面から検討することになりますが、具体的には居住環境・マンパワーと介護サービスの質についてです。

ところが、「住みかの確保」それ自体を最終ゴールとしている行政やケアマネジャーなど関係機関の対応をみていると、とどのつまりが、「無届け介護ハウス」に丸投げしているだけの話です。「受け皿」を確保するのは、生活の土台であるわけで、最低限の質の確保が前提条件となりますが、まったくそれを問うことはしません。「必要悪」として、行き場のない高齢者を送りこんでいくことに心を痛めることもないのでしょうか。これでは公的責任の放棄と言わざるをえません。

◆共助・共生が生きる力に

介護保険制度がスタートして15年、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合うという理念は、もう地に落ちたといえれば言い過ぎでしょうか。介護を市場原理に委ねてきた矛盾が至る所に現れており、あらためて公的責任が問われる時代を迎えています。

人間がいきいきと暮らしていくには、馴染みの人たちとのふれあいなど地域での交流は不可欠です。介護が必要な状態になった人は、社会的関係を失ってしまいます。また、行動範囲も狭くなりがちです。それをカバーするのが、ケアワーカーも含めた支え合う関係、共に生きようとする関係です。共助・共生として育んできたものは、生きる力の源になり、一人一人を輝かせてくれます。